

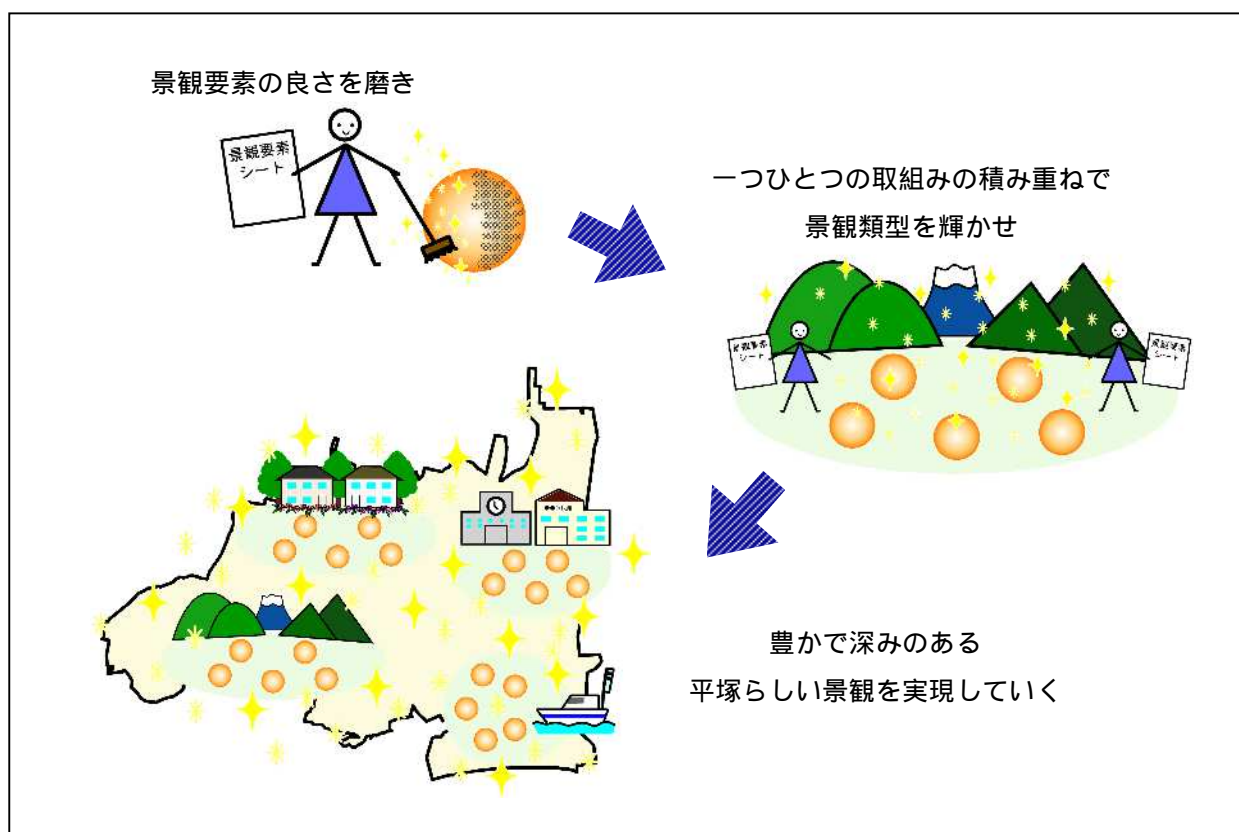
第6章 景観要素から進める景観づくり

景観類型を特徴づける景観要素は、景観づくりを進める際の最も身近なよりどころです。景観要素にかかわる課題を解決する取組みや、景観要素の良さを磨いていく取組みの一つひとつが、まさに景観づくりの第一歩となります。

さらに、そうした個々の取組みを積み重ねていくことで、景観類型が輝き、やがて豊かで深みのある市全体の景観が創造されます。

そこで、景観要素の良さを把握する道具として「景観要素シート」を作成し、各景観要素にかかわる景観づくりの方向性や景観づくりのアイデア・ヒント、関連情報などをわかりやすく整理します。景観要素シートを景観づくりの様々な場面で活用していくことで、景観要素から進める景観づくりを進めます。

なお、景観要素シートは、景観づくりの取組みの状況などを反映しながら更新します。



景観要素シートのリスト

系	景観類型	景観要素	系	景観類型	景観要素	
自然系	丘陵地 景観	1 斜面林	都市系	商業地 景観	35 北口駅前広場	
		2 里山			36 南口駅前広場	
	田園景観	37 中心商業地の中の公園				
	河川景観	4 相模川			38 幹線沿いの店舗群	
		5 金目川			39 地域商店街	
		6 市街地の中小河川		公共施設 景観	40 市役所周辺公共施設群	
		7 田園の中小河川			41 総合公園	
		8 小川と水路			42 大規模な公共施設	
		海岸景観			9 平塚海岸	43 小中高校、大学などの 文教施設
	10 漁港				44 公民館などの地域公共施設	
	11 ビーチパーク			45 公園・ポケットパーク		
	緑の景観	12 屋敷林		46 国道や幹線道路		
		13 松林		道路景観	47 駅前大通り (フェスタロード)	
		14 並木道			48 なぎさプロムナード	
眺望系	山々への 眺望景観	15 高麗山と湘南平への眺望	49 シンボル道路			
		16 富士山への眺望	50 コミュニティ道路			
		17 大山・丹沢の山並みへの眺望	51 生活道路			
歴史系	湘南平から の眺望 景観	18 湘南平からのパノラマ	52 橋			
		平塚市を 代表する 歴史景観	19 東海道と平塚宿		53 相模川の橋上	
			20 大門通りと平塚八幡宮		鉄道景観	54 東海道本線
			21 金目観音とその周辺の まちなみ			55 東海道新幹線
	22 御林と中原御殿		56 車窓			
身近な 歴史景観	23 地域の社寺や長屋門などの 歴史資源	暮らしの 景観	57 日々の暮らしの景観			
	24 近代遺産		58 七夕まつり景観			
都市系	住宅地 景観		25 旧別荘地	59 地域の祭事やイベント		
			26 旧市街地(戦災復興)	60 夜の景観		
			27 新興市街地	61 自転車		
		28 集合住宅地	62 美化活動			
		29 一般的な住宅地	ゆとりの 景観	63 広告物		
	工業地 景観	30 相模川沿いの工業地		64 ひらつかの色		
		31 幹線沿いの工業地		65 ひらつかの音		
		32 市街地に点在する工業地		66 ひらつかの香り		
	商業地 景観	33 平塚駅周辺中心商業地		67 ひらつかの花		
		34 ショッピングモール	68 パブリックアート			
			69 公共デザイン			
			70 平塚八景			

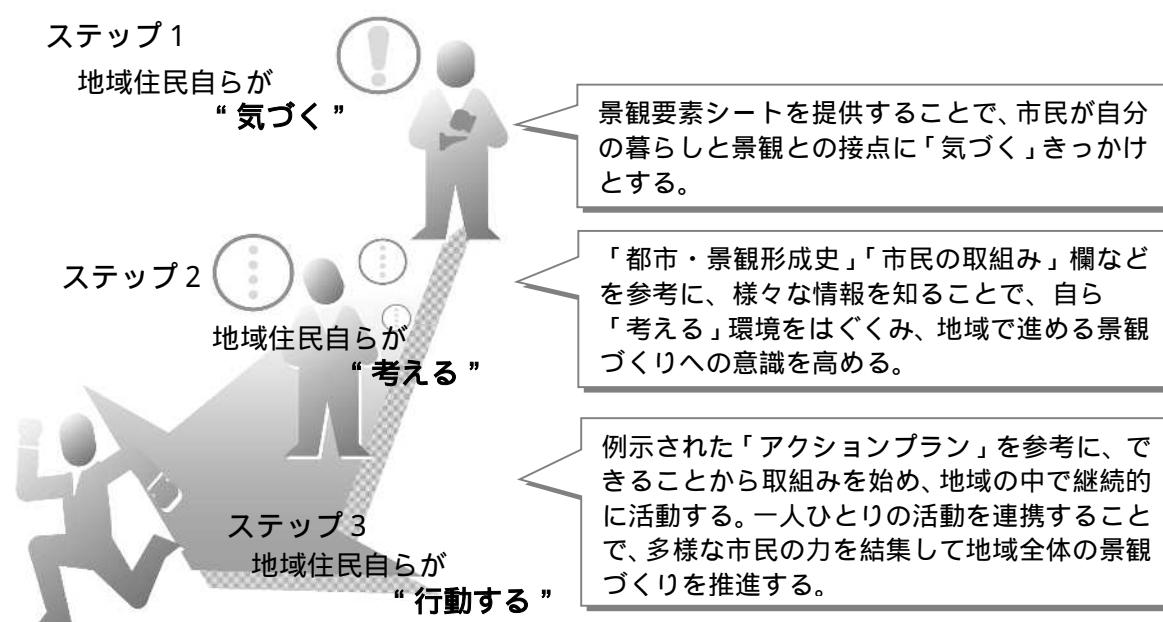
1. 景観要素シートの活用方法

(1) 市民や事業者が景観づくりの取組みを進める際のよりどころとしての活用

景観要素シートは、市民や事業者が、景観づくりに取り組む契機となるようなヒントや、具体的な取組みのアイデアなどを知る道具として活用します。

特に、市民・事業者・行政が協働で実施する身近な景観づくりの取組みは、景観要素シートに「景観づくりアクションプラン」として位置づけることで、景観に関心を持つ市民や事業者を掘り起こし、具体的な活動へとつなげていくことをめざします。

なお、景観要素シートの活用を通じて景観づくりが進展した地域については、地域の意向を踏まえ、地域の景観計画の策定などの「地域で進める景観づくり」へと発展させます。



(2) 届出・指導にあたっての参考資料としての活用

届出制度の運用にあたり、事業者などが届出対象行為の計画や設計などを行う際に、対象地域における景観づくりの方向性やイメージを具体的に把握するための参考資料とします。

また、市が事業者などからの届出に対して適切な指導や助言を行うための説明資料として活用します。

(3) 市の景観への理解を深めるパンフレットとしての活用

市民や来街者に対して、本市の良好な景観をPRする資料として、また市内観光やまち歩きガイドブックとして、あるいは景観について学ぶための教材としてなど、本市の景観への理解を深めるためのパンフレットとして、様々な場面で活用します。

2. 景観要素シートの構成

景観要素シートは、表面に「景観要素の紹介ゾーン」と「景観づくり支援ゾーン」を、裏面に「関連情報ゾーン」を設け、各景観要素にかかわる情報を分類・整理して記載し、使用目的に応じて必要な情報を選択して活用できるようにしています。

< 景観要素シート「旧別荘地」 > < 表面 >

< 各景観要素の紹介ゾーン >

主な対象：すべての方

主な役割：本市の景観への理解を深める
パンフレット

ここでは、各景観要素のテーマや方向性・イメージなどについて紹介しています。

景観要素名：本市の景観を特徴づける要素を抽出・整理しています（現在 70 の要素）。

テーマ：各景観要素の内容をわかりやすく表すキャッチフレーズを示しています。

景観類型：各景観要素がどの景観類型（5 つの系、17 の類型）に属しているかを表しています。

景観づくりの方向性：各景観要素について、どのような景観づくりを進めていくか（方向性）を示しています。

景観づくりのイメージ：各景観要素について、景観づくりを進めることでどのような姿をめざすのか（イメージ）を文章と図、イラストなどで示しています。

事例紹介：各景観要素の現状を表す市内の写真を掲載しています。

< 景観づくり支援ゾーン >

主な対象：景観づくりに取り組む方

主な役割：景観づくりのアイデア集/ヒント集

ここでは、具体的に景観づくりに取り組む際に工夫してもらいたいことや取り組みのアイデアなどについて紹介しています。

景観づくりキーワード：景観づくりの活動に取り組む際、あるいは家を建てる場合などに参考としてもらいたい項目（キーワード）を掲げています。

景観づくりのアクションプラン：市民・事業者・行政の協働による景観づくりの具体的な取り組み案（アクションプラン）を掲げています。

関連景観要素シート：景観づくりに取り組む際などに参考にしてほしい、他の景観要素のシート番号を掲げています。

<裏面>

図25 景観要素：旧別荘地

都市・景観形成史 明治20年平塚市が創設してから、平塚の海沿線には松林の植栽地域が旧別荘地として注目された。明治29年寄寓地分譲が盛んされたことを始めとし、作家村井武彦、嵐人野津道貫らが居住しました。大正に入り、詩人河井醉茗、作家中野実が移住し、政治家小川平吉が別荘を構えました。



海沿別荘地
昭和11年頃(平成50年の頃)

景観特性と課題 慈眼所周辺など、海沿線の旧別荘地では、かつての佇まいを幾分残らざるある住宅地景観がみられます。しかし、邸宅跡が空地に細分化されるなどにより、松林の緑も失われつつあり、旧別荘地ならではの住宅景観を保全・育成していくための地域住民の意識の高まりに応じたルールづくりが求められます。

市民の取組み 年2回のまちぐるみ大清掃をはじめ、ゴミステーションの管理など、自治会を中心としたまちづくり活動が行われています。旧別荘地では、自然環境を維持するため、いくつかの市民団体が緑のまちづくり委員会などを組織し、景観維持などの取組について働きかけを行っています。

関連施策や制度

<関連施策・指針・制度>

- 地区の設置計画（いしがき設置補助）【早稲田（みどり公園・水辺緑）】
- 平塚市木の文化【早稲田（みどり公園・水辺緑）】
- 景観地区の指定【早稲田（まちづくり政策課）】
- 景観地区の指定【早稲田（まちづくり政策課）】
- 公園及自然再生【早稲田】

<景観法関連> ①景観計画の景観重要建築物の景観規制樹木の景観協議会
②景観維持協議会景観協定

建築物や看板をつくったり、関係する行為を行う場合に考えること

- ・地域に残る貴重な景観を保全しましょう
- ・境界部分や敷地境界を積極的に緑化しましょう
- ・周辺景観との調和に配慮したデザインとしましょう

関連ガイドライン

Hiratsuki 図25

< 関連情報ゾーン >

主な対象：景観づくりに取り組む方
 主な役割：景観づくりの取組みを進める際の
 情報源、届出の際の参考資料

ここでは、景観づくりに取り組む際に参考にしてもらいたい各景観要素の特性や歴史的背景、市民や行政の取組み状況などの情報について紹介しています。

都市・景観形成史：各景観要素の歴史的背景などについて整理しています。また、関連する昔の写真や絵図などについても掲載しています。

景観特性と課題：各景観要素の特性と課題について整理しています。

市民の取組み：各景観要素に関連する市民活動の状況について整理しています。

関連施策や制度：各景観要素における景観づくりに関連する本市の施策・指針・制度を記載しています。また、関連する景観法に基づく諸制度を記載しています。

建築行為や開発などを行う場合に必要配慮事項：家を建てる場合などに、配慮してもらいたい基本的な事項を記載しています。

関連ガイドライン：国・県・市が策定するガイドラインなどのうち、関連するものを追加していきます。